

民法について

<平成 29 年度本試験対策・やるべきこと(民法)>

- ◎・・・過去問ズバリの知識
- ・・・過去問集（※辰巳過去問本ベースです。）の解説まで読んで内容を理解していないとダメ（知識の使い方まで知っていないとダメ）
- △・・・過去問知識で残り 2 肢にまで絞れる問題

<平成 28 年度本試験>

	No.	タイトル	過去問知識か？	(解答となる肢を作成する際の) 素材となったと思われる文献
総則	004	不在者の財産管理人		判例 (正答率 31%)
総則	005	無権代理	◎	9-3-3, 19-7-ウ
総則	006	消滅時効	○	19-20-イ, 5-3-エ (正答率 27%)
物総	007	不動産の物権変動	△	23-12-イ, 判例
物総	008	即時取得	△	7-10, 判例
物総	009	動産の占有権	◎	3-2-1, 16-13-ウ
物総	010	地上権		条文
担物	011	先取特権	△	19-9-1, 条文, 判例
担物	012	抵当権	◎	9-12-オ, 23-13-ウ
担物	013	法定地上権	◎	25-14-エ, 26-13-ア
担物	014	共同抵当権	◎	20-16-ア, 24-14(正答率41%)
担物	015	譲渡担保	○	24-15-ウ, 26-15-ウ
債権	016	債務不履行による損害賠償	◎	15-17-ア, 4-1-3
債権	017	連帯債務と連帯保証	○	19-19-イ, 7-6-イ
債権	018	賃貸人たる地位の移転	◎	10-6-ア, 18-19-オ
債権	019	不法行為による損害賠償	◎	24-16-5, 13-14-イ
親族	020	内縁関係	◎	24-22-ア
親族	021	財産管理権	△	6-21-イ, 条文
相続	022	相続と登記	◎	18-24-オ
相続	023	遺留分	◎	10-20-ア, イ

<平成 27 年度本試験>

	No.	タイトル	過去問知識か？	(解答となる肢を作成する際の) 素材となったと思われる文献
総則	004	未成年者の保護	◎	3-12-2, 60-1-1
総則	005	虚偽表示	◎	19-7-ウ, エ
総則	006	取得時効	◎	10-3-3, 2-19-ウ
物総	007	不動産の物権変動と登記	◎	17-8-イ, 22-7-ウ
物総	008	動産物権変動	◎	23-8-オ, 13-7-ウ
物総	009	占有権	△	16-13-ア, 1-6-3, 14-11-オ 14-12-イ(正答率63%)
物総	010	共有	◎	19-10-イ, 22-9-エ
物総	011	地役権の性質	◎	4-12-5, 2-4-1
担物	012	留置権	◎	22-12-ウ, エ
担物	013	質権		24-12-ウ, 1-4-4 (正答率53%, 個数問題)
担物	014	根抵当権	○	22-15-イ, 不登法12-12-エ(解説内容 まで押さえてある必要があった。 なお, 正答率83%)
担物	015	譲渡担保	◎	25-12-4, 不登法25-24-オ
債権	016	選択債権	◎	61-10-2, 3
債権	017	保証	○	8-7-イ, 10-6-エ(当てはめ能力まで必 要だった。なお, 正答率91%)
債権	018	相殺	◎	6-8-イ, 25-16-エ
債権	019	消費貸借	◎	7-1-1, 1-13-4
親族	020	親子関係	◎	11-18-エ, 24-21-オ
親族	021	成年後見	△	22-21-オ(なお, 正答率94%)
相続	022	相続人	◎	23-22-エ, 14-22-2
相続	023	遺産分割	◎	23-23-オ, 15-23-オ

<平成 26 年度本試験>

	No.	タイトル	過去問 知識か？	(解答となる肢を作成する際の) 素材となったと思われる文献
総則	004	錯誤		見解(推論)問題
総則	005	代理	◎	9-2-ウ, 23-6
総則	006	債権の消滅時効	△	15-7-ア
物総	007	物権的請求権	○	18-11, 5-10-オ, 1-5-3, 1-5-2
物総	008	取得時効	○	12-9-見解Ⅲ, 6-9-イ, 6-9-オ, 平11-13, 4-15-オ
物総	009	囲繞地通行権	△	5-16-ウ, 21-11-イ
物総	010	用益物権	○	17-16-1, 22-10
担物	011	先取特権	◎	16-14-オ, 19-9-1
担物	012	抵当権	○	62-11, 17-19柱書, 2-20-1, 4-9-4, 17-14-ウ
担物	013	法定地上権	◎	17-15-ウ, 17-15-イ
担物	014	根抵当権	◎	16-15-イ, 17-16
担物	015	譲渡担保	◎	21-15-エ, 21-15-ア
債権	016	債権者代位と詐害行為取消		難しい!(正答率40%)
債権	017	債権譲渡と更改	△	62-14+判例
債権	018	請負人の瑕疵担保責任	◎	19-20-ウ, 58-7
債権	019	組合	△	18-20-イ+条文
親族	020	養子縁組	◎	13-18-ウ, 14-21-ウ
親族	021	親権	◎	61-13, 3-5-2
相続	022	相続の承認・放棄	○	1-19-エ, 4-23-4, 62-23, 5-22-キ, 24-9-エ(正答率30%)
相続	023	遺贈の効力	△	13-22-ア, イ+条文

<平成 25 年度本試験>

	No.	タイトル	過去問知識か？	(解答となる肢を作成する際の) 素材となったと思われる文献
総則	004	後見・補助	◎	15-4-イ, 15-4-オ
総則	005	無効・取消し	◎	19-22-イ, 12-1-エ
総則	006	消滅時効	△	12-2-ウ 見解(推論)問題
物総	007	相続と登記	◎	17-8-エ, 57-15, 17-8-オ, 7-16-ウ, 7-16-イ, 16-11-オ
物総	008	即時取得		
物総	009	共有		3肢過去問の個数問題
物総	010	地上権・賃借権	◎	18-13-イ, 18-7-エ
担物	011	民法上の留置権	◎	3-10-1, 13-9-ア
担物	012	物上代位		判例
担物	013	抵当不動産の第三取得者	◎	6-15-オ, 13-11-エ
担物	014	法定地上権	◎	16-16-エ, 12-16-4
担物	015	根抵当権の当事者の変更	◎	17-16-ウ, 22-15-エ
債権	016	連帯債務	◎	10-7-オ, 15-18-イ
債権	017	第三者の弁済	△	10-7-エ+条文
債権	018	必要費・有益費の償還請求	△	8-11-4+判例
債権	019	契約の終了・物の返還時期		
親族	020	婚姻等の無効・取消し	△	3-9-ア+条文
親族	021	認知	◎	16-24-ア, 6-22-エ
相続	022	相続分の計算	◎	13-21-イ, 22-22-エ
相続	023	遺留分減殺請求	◎	16-22-2, 12-21-エ

<コメント>

以上より、民法は、「過去問→条文→判例→推論」の順で勉強して行くと点数が取り易いと考えられます。

民法総則→過去問知識中心の出題

物権総論→過去問知識だけでの対応が難しい年度が多い

担保物権→過去問知識中心の出題

債権 →平成 27, 28 年度については過去問知識中心の出題（それ以前は過去問知識を超える出題が多い）

親族相続→過去問知識中心の出題

※年度によって多少の誤差はありますが、大まかに以上の方針で勉強していくと点数が取り易くなります。